

## 福祉避難所とは

福祉避難所は、一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦、移動がひとりではできない人など、特別な配慮が必要な避難者のために開設する、二次的な避難所です。

一般の指定避難所と同時に開設しますが、開設する避難所は状況により決定します。

### 開設場所

- ①総合福祉センター（小林）
- ②関城老人福祉センター（藤ヶ谷）
- ③明野老人福祉センター（新井新田）
- ④協和ふれあいセンター（久地楽）

### 分散避難

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や友人、知人の家などへの避難も検討しておきましょう。

## 対象となる人（要配慮者）

高齢者や障がい者など一般避難所での生活が困難で、身体などの状況が介護保険施設や医療機関などへ入所・入院するには至らない程度で在宅の人。

**一般避難所で保健師などの所見にもとづき、移送対象者を決定します。福祉避難所への移送・介助は、原則として家族が行います。**

### <おおむねの目安>

■要介護3以上の認定を受けた人 ■身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓・腎臓機能障害のみでの該当者は除く） ■精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者 ■療育手帳A・Aを所持する知的障がい者 ■臨月から産後6か月程度の妊産婦 ■その他、一般避難所において保健師などの所見により、一般避難所での生活が困難であると認められた人



### <要配慮者のみなさんへ>

平常時から家族やケアマネジャーなどと避難方法や避難のタイミング、持出品について相談しておきましょう。

また、夜間の避難は危険が伴いますので、明るいうちに避難できるよう早めの行動をお願いします。

# 福祉避難所

災害から大切な命を守るために



一般の避難者が福祉避難所に殺到したため、福祉避難所を開設することができなかったという事例が発生しています。

福祉避難所は、要配慮者が安心して避難生活を送るために必要な避難所ですので、まずは一般避難所に避難するようお願いいたします。

**問** 社会福祉課（本庁2階）☎22-0525